

「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1. 概要

「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」について、以下のとおり意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめました。

- ・意見募集期間：令和6年8月30日（金）～令和6年9月30日（月）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-Gov）、環境省ホームページ、記者発表
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

2. 意見提出数

1 件

3. 寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する回答
電気メッキ業のみ、経過措置がいまだに続いていますが、この業界で基準が緩いことで、どれくらいの量の亜鉛が排出されてるんでしょうか？	水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準は、排水規制の強化・追加項目の設定等に伴い、一般排水基準への対応が技術的に困難な一部の業種について、暫定的に、緩やかな基準値を時限つきで認めているものです。電気めっき業における排出水中の亜鉛含有量の濃度分布としては参考2「亜鉛含有量に係る暫定排水基準の検討結果」表2のとおりとなっており、25 事業場においてピーク時の排水中の亜鉛含有量が一般排水基準を超過している状況です。なお、暫定排水基準の適用に起因して、一年間を通じて追加的に排出される亜鉛の累積の量については承知しておりません。 更なる排水濃度の低減のため、業界団体や個別事業場では亜鉛濃度低減のための取組を行っているほか、環境省でも、事業場の立入調査やアンケート調査等による、亜鉛濃度低減対策状況の深堀や、取組の実施状況のフォローアップを行っております。引き続き必要な取組、検討を進めてまいります。